令和元年10月17日

医療機関各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
地域保健担当理事　蔵並　貴子
宮下　　明

医療機関における小児の在宅医療に関する対応状況調査について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらの調査は神奈川県が医療法に基づいて毎年実施しており、今回より「小児在宅医療に関する設問」が追加となっておりますのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（　公　印　省　略　）

医療機関における小児の在宅医療に関する対応状況調査について
（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、本県では、医療的ケアを必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう保健・医療・福祉・教育関係機関との体制整備に取り組むこととしていますが、小児の在宅医療については受け入れる医療機関が少ないことが課題の一つとされています。そこで、まずは県内状況の把握に努めるため、小児の在宅医療について対応可能な医療機関の調査を実施することといたしました。

調査にあたっては、令和元年８月９日医第1639号により通知いたしました「医療機能情報提供制度に係る令和元年度定期報告」に本県独自項目として小児の在宅医療に関する質問を追加することで実施いたします。つきましては、御多忙の折恐縮ではございますが、上記項目の追加に関しまして、貴会会員への周知等、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、得られた回答については、『かながわ医療情報検索サービス』及び『おひさま　小児在宅療養ナビ』において県民に対する周知を行うほか、施策形成の参考のために利用することを予定しております。

問合せ先
地域包括ケアグループ　高野
電話：045-210-4865（直通）
FAX：045-210-8856
mail：takano.ixk@pref.kanagawa.jp
ouhuku-iryou@pref.kanagawa.jp

令和元年度医療機能情報定期報告について

医療法第６条の３により、すべての病院、診療所及び助産所の管理者には、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として、法令で定められた事項について、都道府県に報告すること及び報告した事項を患者等のために閲覧に供することとされています。

神奈川県では、この制度の運用にあたり、報告用ホームページを開設し、原則としてインターネットで報告していただくこととしています（注）。閲覧用の帳票を印刷する機能など、医療施設の皆様に便利な機能を備えていますので、インターネットによる報告に御協力をお願いいたします。

なお、報告された内容は、インターネットによる報告の場合は報告日翌日から、報告票（紙）の場合は報告票の内容を県で入力次第順次、かながわ医療情報検索サービスにて公表されます。